

資料 2 - ②

仮住民票の作成等に
係る流れについて
(法務省提供資料)

仮住民票の作成のための登録原票上の措置（イメージ）（1）

【正確性向上の取組みの継続的实施】

正確な外国人登録の実施

登録原票の定期的な点検作業

登録原票が、適正な保管状況となっているか否か、及び長期間各種申請がなされていない登録原票がないかどうかを点検。

閉鎖照会の励行

長期間各種申請がなされていないなど、出国等の閉鎖事由が生じている可能性が認められる場合は、閉鎖照会を実施。

出国通知等に基づく 確実な措置

地方入管局から出国通知書が送付されたとき、入管局から再入国許可期限満了者名簿等が送付されたときは、確実に閉鎖等の措置を行う。

各種報告書の 確実な送付

- ・登録事項訂正報告書
- ・変更登録報告書
- ・登録無効報告書
- ・外国人登録原票閉鎖報告書 など

正確な外国人登録の実施が円滑な仮住民票作成に直結

（改正住基法附則第3条第3項）

仮住民票の作成のための登録原票上の措置（イメージ）（2）

施行日の6月前

基準日

施行日

入国管理局が保有する外国人登録記録

法務省からの市町村への情報提供

外国人登録原票の正確性確保及び仮住民票作成支援を目的として、登録管理官から情報提供を行う。

情報内容

在留関係情報

- 在留の資格，在留期間・在留期限
- 仮滞在許可，仮滞在期間・仮滞在期限

登録原票の閉鎖事由に関する情報

- 閉鎖事由
 - ・ 出国
 - ・ 日米地位協定等該当
 - ・ 外交・公用への在留資格変更 など
- 事由発生日

- ・再入国許可満了については、従来どおり毎月情報提供。
- ・地方入管からの出国通知については、従来どおり提供。

法務省から提供された在留関係情報と登録記録が齟齬

↓
登録原票備考欄に在留関係情報を記載しておく。

仮滞在許可に係る情報
↓
備考欄に記載しておく。

出国等の閉鎖事由あり。
↓
登録原票を閉鎖する。

必要に応じ、改正住基法附則第3条第4項に基づく照会を行う。

登録記録の齟齬を解消するための取組み

仮住民票作成開始

仮住民票作成

住民票へ移行

市町村において、施行日に当該市区町村の外国人住民であると見込まれるか否かの判断を行う。

市町村において、所定の手続（外国人登録の変更、調査等）により仮住民票を修正することがあり得る。

施行日後速やかに住民票に移行した者について法務省へ通知（市町村通知入管法第61条の8の2）

※仮住民票作成に関し、必要に応じて法務大臣に情報提供を求める（改正住基法附則第3条第4項）。